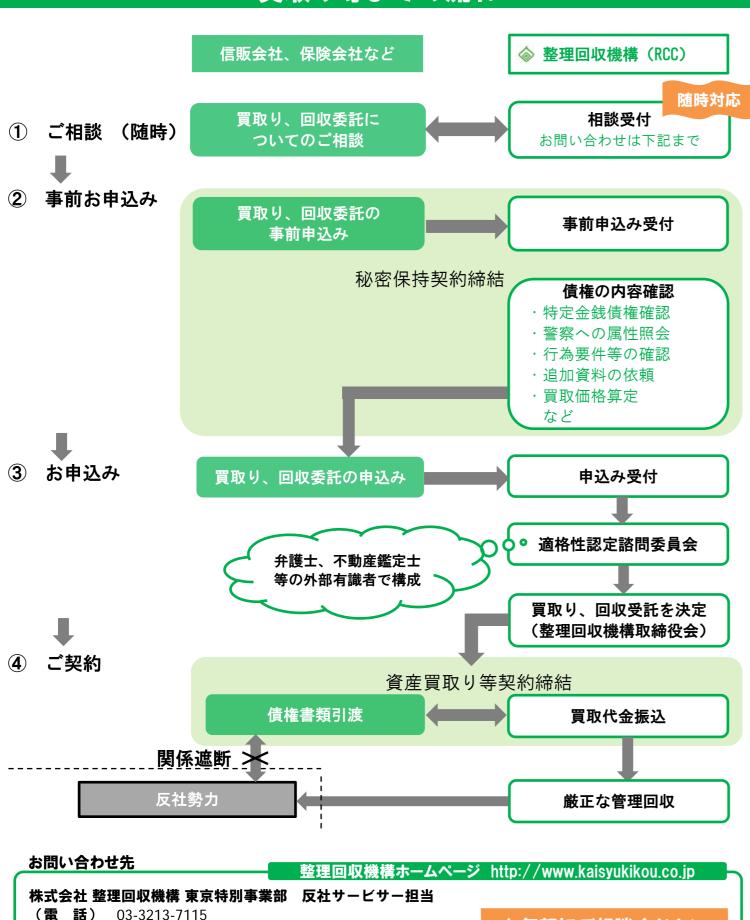
買取り等までの流れ



整理回収機構 (RCC) による

信販会社・保険会社など預金保険制度対象金融機関以外の

反社債権 買取り等のご案内

債権の買取りや回収受託を通じて、貴社と反社勢力との関係遮断を図ります

銀行等の預金取扱金融機関が保有する反社会的勢力等に対する貸出債権については、預金保険機構の委託により整理回収機構(RCC)が買い取る制度(特定回収困難債権買取制度)があります。

一方、信販会社や保険会社等が保有する反社会的勢力等に対する債権については、上記制度の対象外となっているため、整理回収機構がサービサー法に基づき、買取りや回収の受託を行っています。

なお、こうした債権の買取り等は、金融庁が平成25年12月に公表した「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」や監督指針に盛り込まれています。

金融庁「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」平成25年12月26日公表(抜粋)

反社との取引解消(出口)

特定回収困難債権の買取制度の対象とならない信販会社・保険会社等の反社債権について、RCCのサービサー機能を活用する。

対象債権

信販会社、保険会社、貸金業者、ローン保証会社、サービサー等が保有する、サービサーが取り扱える 債権のうち「回収困難性が認められる」もの(①属性要件又は②行為要件等を満たす債権)が対象です (詳しくは、裏面をご覧ください)。

当社サービサー機能の活用による反社勢力との関係遮断のイメージ

債権の買取りだけでなく、回収受託による関係遮断にも対応しています



お問い合わせ先

株式会社 整理回収機構

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル

東京特別事業部 反社サービサー担当

(電話) 03-3213-7115 (メール) rcc-servicer@kaisyukikou.co.jp

随時対応しています

rcc-servicer@kaisyukikou.co.jp

お気軽にご相談ください

債権の買取り等の具体的な要件

買取り等の要件

サービサーが取り扱える債権※のうち、

- ①属性要件又は②行為要件等から通常の回収行為を行うことが困難な反社債権※※
- ①属性要件、②行為要件の基準は下表をご覧ください。
- ※ 「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービサー法)第2条第1項の特定金銭債権
- ※※「預金保険法」第101条の2第1項に規定する特定回収困難債権に準ずる、債権者が回収のために通常行うべき 必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情(回収困難性)がある債権

買取り等の対象となる債権の具体例

保険会社、貸金業者等 が有する貸付債権

サービサーが有する、 金融機関等から譲り受けた債権

リース・ クレジット債権

上記金銭債権の保証履行後の求償権

など

属性要件と行為要件

1厘性要件

②行為要件

債務者又は保証人が次のいずれかに該当

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑦ 暴力団員等(①~⑥に掲げる者をいう。以下同じ。)と次に掲げる関係を有する者 ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する こと
- エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること
- オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- ⑧ その他上記①~⑥に準ずる者

競売妨害や暴力等に代表される次の回収妨害行為に該当

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて金融機関等の信用を毀損し、又は金融 機関等の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①~④に準ずる行為

買取り等の流れについては最終ページをご覧ください

The Resolution and Collection Corporation

ご質問、ご照会について

よくあるご質問

- Q. 属性要件での申込みには、警察への照会は必要ですか?
 - A. 不要です。お申込み後、当社が改めて、警察への照会を行います。
- Q. 償却済み債権は対象となりますか?
 - A. 対象となります。
- Q. 時効成立債権や破産免責債権は対象となりますか?
 - A. 消滅時効期間が経過した債権や破産後免責された債権は対象となりません。
- Q. 約定弁済中で期限の利益を喪失させていない債権は対象となりますか?
 - A. 対象となります。
- Q. 対象となる債権金額に基準や限度はありますか?
 - A. 買取り等の債権金額に基準や限度は設けておりません。
- Q. 保証履行済みの債権は対象となりますか?
 - A. 基本的に対象となりますが、内容によっては特定回収困難債権としての取扱い になることもあります。
- Q. 事前申込みは年間を通じて受け付けるとのことですが、買取りは定期的に実施する予定 ですか?
 - A. 事前申込みの受付状況等を勘案のうえ、なるべく高い頻度で、ある程度定期的 に買取りを実施します。

買取り等に際してはお気軽にご相談ください

整理回収機構(RCC)について

当社は、平成8年7月に設立された住宅金融債権管理機構を前身とし、平成11年4月に整理回収銀行と合 併して、現在の株式会社整理回収機構(RCC)となっています。

以来、旧住専各社から譲り受けた債権や破綻金融機関等から買い取った不良債権等を適正かつ効率的 に回収することを主要業務として、これらの機関の破綻処理のために投入された公的資金すなわち国民 負担の最小化に努めてきました。

また、平成23年10月の預金保険法改正によって、金融機関の破綻処理に伴う承継銀行機能及び特定回 収困難債権の買取り・回収機能が付与されました。

債権回収にあたっては、債務者等の方々の立場を十分に把握し、適正な回収に努めています。特に巧 妙に資産を隠匿するなど悪質な債務者や反社会的勢力に対しては、厳正に対処しています。

整理回収機構ホームページ http://www.kaisyukikou.co.jp